城北線（都市計画道路整備プログラム番号：１）無電柱化路線

本路線は、姫路市幹線道路網計画において、中心市街地を取り囲む中環状道路に位置づけられている重要な路線である。本事業箇所は、姫路市中心部に近く、周辺に良好な住宅地が形成されており、通勤・通学の時間帯には本事業箇所周辺で慢性的な交通渋滞が発生している。また、近隣の小学校の通学路には歩道がない区間が多く通学児童が危険な状態にある。これらのことから円滑な交通及び通学児童の安全を確保するため事業を進めている。

事業箇所

3.4.17　城北線（西工区）【起点】姫路市東辻井四丁目
【終点】姫路市東辻井三丁目

都市計画決定

3.4.17　城北線（西工区）【当初】昭和２１年　８月１４日
【最新】平成２９年１２月２６日（兵庫県告示1131号）

城北線（都市計画道路整備プログラム番号：１）無電柱化路線

事業認可

【当初】平成２２年　６月１５日（兵庫県告示第670号）
【最新】令和　４年　３月１８日（兵庫県告示第324号）

事業期間

【始期】平成２２年　６月１５日
【終期】令和　８年　３月３１日（予定）

事業延長

４５５メートル

計画幅員

３０メートル

城北線（都市計画道路整備プログラム番号：１）無電柱化路線

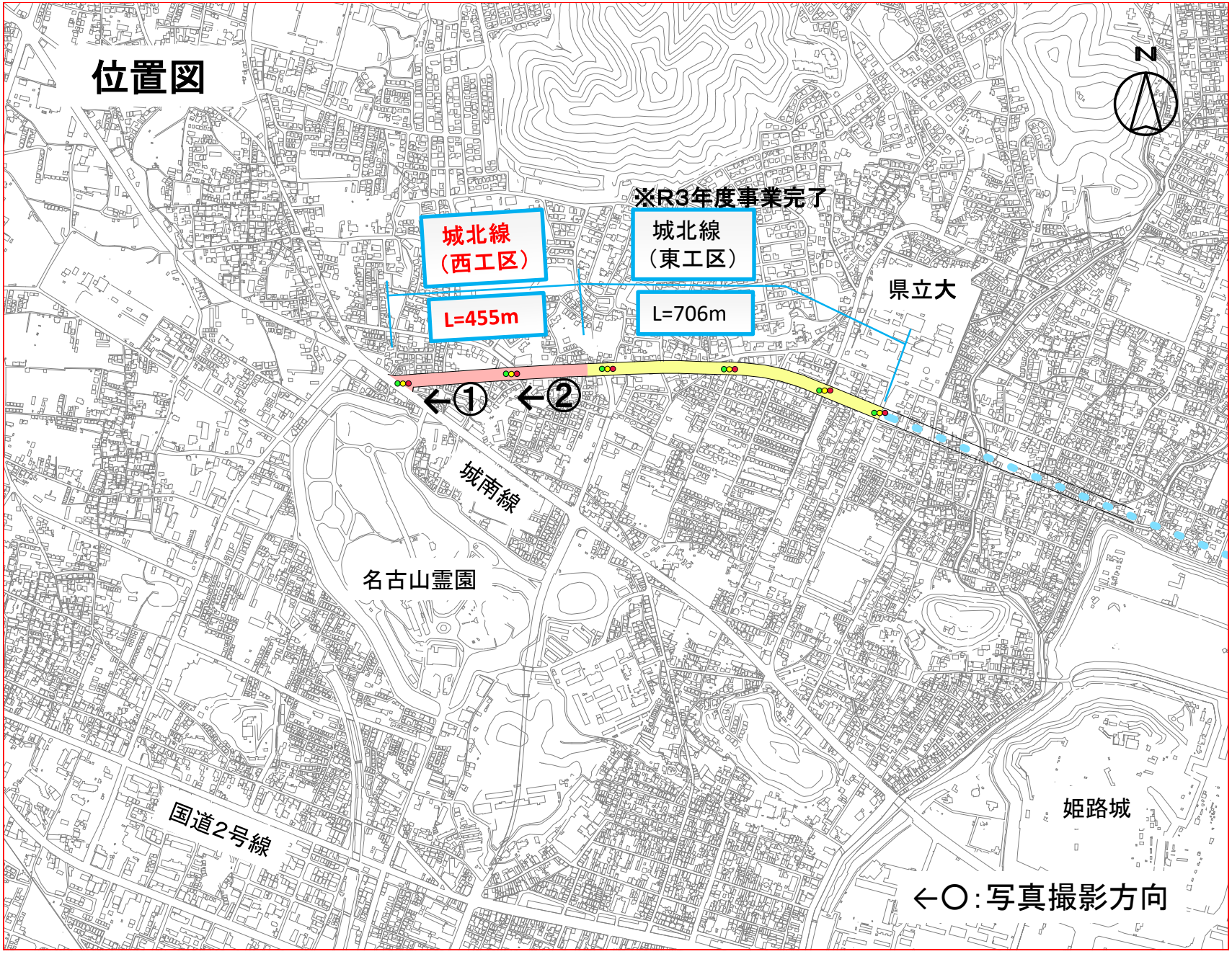

城北線（都市計画道路整備プログラム番号：１）無電柱化路線

城北線計画標準横断図

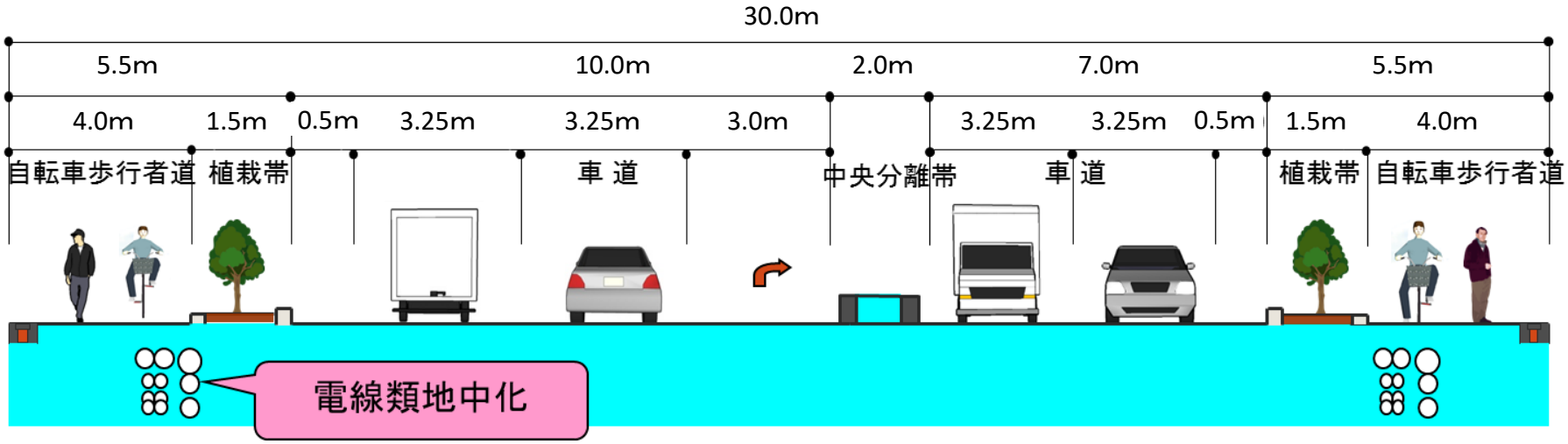

城北線（都市計画道路整備プログラム番号：１）無電柱化路線

①

城北線(西工区)（東から西)整備中

②

城北線(西工区)（東から西)整備中